



# 婦人保護事業の強化について

令和3年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

課長 中野 孝浩

## 「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」（中間まとめ）などを踏まえた現状

- 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていない。
- しかし、この間、「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化  
平成13年にDV防止法、平成25年にストーカー規制法その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用  
⇒売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界
- 昨今の動きとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化。  
⇒こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていない。
- 「婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな制度が必要」との提言を踏まえた動き

## ■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021 <抄>

(令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

### I コロナ対策の中心に女性を

#### (2) 困難や不安を抱える女性への支援

##### ○若い女性に対する官民連携での支援体制強化

経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や経済的支援の検討の必要性が高まっている。特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度間の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、**現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図るとともに**、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、**NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。**【厚生労働省】

### III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

#### (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

##### ○配偶者等からの暴力への対策の強化

##### ⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ(令和元年10月)を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、**新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。**【厚生労働省】

## ■ 経済財政運営と改革の基本方針2021 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和3年6月18日 閣議決定)

### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

#### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

##### (2) 女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や**困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援**、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する**。…感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。



# 民間支援団体の実践例 (BONDプロジェクト作成資料より)

## 行き場のない少女たち



状況を変えたい・・・でも家出しか方法が思いつかない

- ✓ 行くあてがなく彷徨う
- ✓ 未成年、身分証がない
- ✓ お金がない
- ✓ 働けるところがない
- ✓ コロナの影響で店が早く閉まる。夜間・深夜は特に居られる場所がない
- ✓ 公的機関：情報を知らない、手続きが煩雑、時間がかかる、過去の相談経験から抵抗がある

SNSを利用して居場所を求める、街で声をかけられた人について行く

コロナ禍でSNSの活発化、簡単に人と繋がれる

すぐに行ける場所、受け入れてくれる人、困ってる自分を助けてくれる人、寂しい時一緒にいてくれる人

泊め男

犯罪に巻き込まれるリスク

性被害・性的搾取

希死念慮

## 民間支援団体の実践例(BONDプロジェクト作成資料より)

### ▶ 20代 女性(コロナ禍の生活困窮)

両親は離婚しており母親と暮らしていたが、母親からの暴言などあり。精神的に追い込まれてしまい、20歳の時に大学を退学して家出。その後母親とは音信不通になり、父親は再婚しており疎遠になっていた。

民間団体を頼り、住居支援と就労支援をしてもらい一度就職したものの、精神的不調によりすぐに退職。その後アルバイトを始めるも、精神的に不安定で仕事が続かず、各地を転々とするようになった。

東京にあるシェアハウスがテレビで紹介されているのを観て、そのシェアハウスで暮らし始めたが、男女共同で個室もなく、寝ている時に男性住民に体を触られるなどの被害もあった。そして、コロナの影響によりシェアハウスの運営も難しくなり、あと数週間で出ていくようにと言われてしまう。

彼女自身もコロナの影響で収入がなくなり、緊急小口資金や総合支援資金を利用するも返済の目処が立たず途方に暮れていた。所持金も少なく、行く場所もないため自殺しようと考えているとbond Projectに相談があり、面談後、一時保護することとなった。

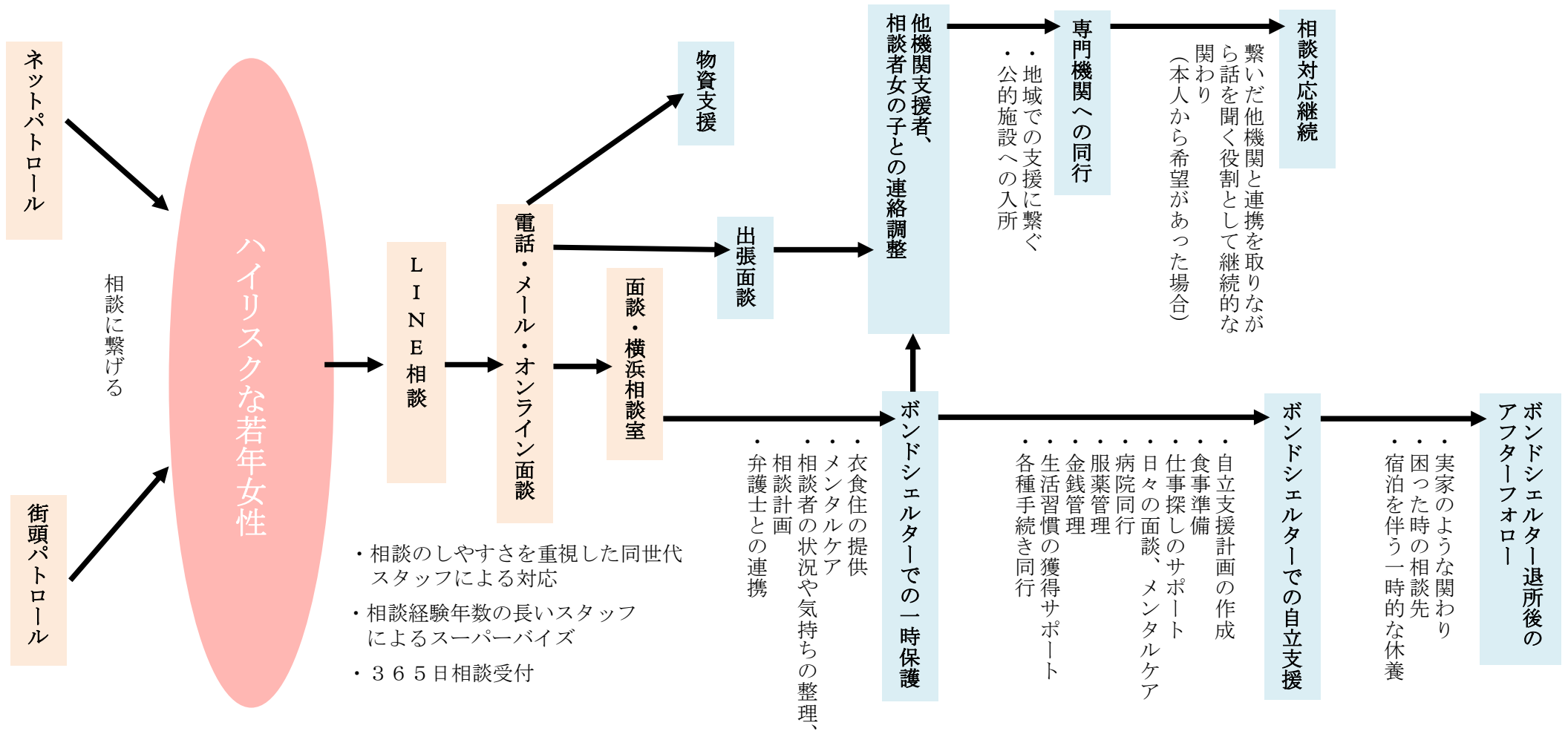
その後福祉事務所に同行し、女性相談センター(婦人相談所)で一時保護に至った。

LINE、メール相談→電話聞き取り→出張面談  
→BOND一時保護→繋ぎ・連携(福祉事務所・女性相談センター)

# 民間支援団体の実践例(BONDプロジェクト作成資料より)

BONDプロジェクト支援の図-スタッフと女の子の関わり-

他機関との連携対応



アウトリーチ

相談対応

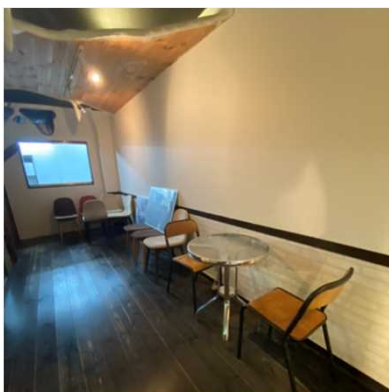
居場所での支援・シェルターの運営

回復支援

# 民間支援団体の実践例(BONDプロジェクト作成資料より)

## bond Project@かながわ -10代20代女の子のためのカフェ型相談室-

相談のきっかけ作り・気軽に立ち寄れる居場所・コロナ時代の対面相談や居場所の必要性



●●●毎週水・日曜日 13:00～19:00 ●●●

### ・カフェ型の居場所

オープン時間内で面談、電話、LINE、メール相談の対応  
「相談」することのハードルが高く、相談窓口に辿り着けない。  
困難を抱えていても「今」はまだ、相談することまで望んでいない。

### ・街頭パトロール、声かけ

横浜、川崎、関内駅周辺  
相談カードの手渡し

### ・シェルターでの緊急一時保護

弁護士、児相との連携  
すぐ、その日に行ける場所

### ・同行支援

児童相談所、福祉事務所、病院、警察、  
役所、ハローワーク、各種手続き等

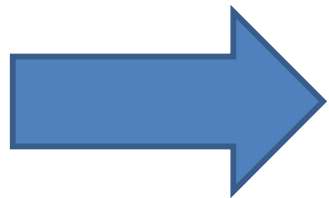


### 【依頼事項 1】

- 来年度予算について、概算要求の趣旨を踏まえた、次の対応の検討をお願いいたします。
  - ・ 婦人保護施設について、入所者の処遇改善、心理職の配置などの機能強化
  - ・ 婦人相談員の処遇改善
  - ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業による地域の困難な問題を抱える女性支援ネットワークの構築
  - ・ 若年被害女性等支援強化事業による困難な問題を抱える女性支援の民間団体の支援
  - ・ 民間団体支援強化・推進事業（仮称）による女性支援の民間団体の掘り起こし・育成等

### 【依頼事項 2】

- 困難な問題を抱える女性支援における民間支援団体との連携の重要性にかんがみ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者を対象に、**公的機関と民間支援団体が連携した支援ノウハウなどに関するセミナーを、全国6ブロックで実施予定**（12月から来年3月に実施予定）  
⇒ 自治体の皆様の積極的な参加、関心のある民間支援団体への参加依頼等をお願いいたします。  
※詳細については、追って、ご連絡。



引き続き、詳細な行政説明を厚生労働省  
家庭福祉課担当より行います。